

意見書案 (令和6年11月定例議会)

No.	件 名	提 出 会 派	頁
1	選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書 (案)	日 本 共 産 党	2
2	紙の健康保険証の存続を国に求める意見書 (案)	日 本 共 産 党	3
3	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	4
4	大阪・関西万博の中止を求める意見書 (案)	日 本 共 産 党	5
5	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	6
6	核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書 (案)	A G O R A	7
7	選択的夫婦別姓制度の導入に向けた議論を加速させることを求める意見書 (案)	A G O R A	8
8	婚姻の平等を求める意見書 (案)	A G O R A	9
9	子どもの権利を守るための独立した救済機関の設置を求める意見書 (案)	A G O R A	11
10	「学習支援」や「子ども食堂」などの活動への更なる支援を求める意見書 (案)	A G O R A	12
11	大学の授業料値上げを据え置き、国からの財政支援を求める意見書 (案)	A G O R A	14

選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書（案）

国連の女性差別撤廃委員会は 2024 年 10 月 29 日、日本政府に対し国内のジェンダー平等に向けた取組を進めるよう促す総括所見で、4 度目となる選択的夫婦別姓の導入にむけた法改正を求める勧告を行いました。

総括所見では、選択的夫婦別姓の導入について「いかなる措置も取られていない」と厳しく指摘しており、女性が結婚後も自らの姓を保持できるよう、夫婦同姓を義務付けた民法の見直しを強く求めています。

日本経団連が 2024 年 6 月 10 日に政府に提出した選択的夫婦別姓の早期実現を求める要望書では、アイデンティティの喪失、あるいは不都合や不利益が女性に偏っているという女性の人権の問題とともに、通称使用によるトラブルの発生、企業にとってもビジネス上のリスクだということも指摘しています。

2010 年に法務省が実施した調査では、結婚後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用しているのは日本のみです。これまでと同様、結婚後に夫婦で同じ姓を名乗ることに加え、それぞれの姓を名乗ることも認める選択的夫婦別姓制度の導入が強く求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓の速やかな実施を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

紙の健康保険証の存続を国に求める意見書（案）

2024 年 12 月 2 日に健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードと保険証を一体にする「マイナ保険証」の一本化が予定されていますが、マイナ保険証の利用率は本年 9 月で 13.87%と利用は広がっていません。職責上マイナ保険証を推進する立場の国家公務員の利用率は 13.58%と全国平均より更に低い状況です。

マイナンバーカードを巡っては別人の情報が登録されるなどのトラブルが多発しましたが、医療機関ではまだトラブルが続いており、全国保険医団体連合会が 2024 年 10 月発表したアンケートでは、今年 5 月以降、約 7 割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生していますが、その対応では「持ち合わせていた保険証で資格確認した」が 8 割でした。

政府は現在も保険証廃止に固執し、トラブル対策として新たな資格確認方法を追加してきましたが、その結果、資格確認方法は 9 種類も存在することになり、医療機関の大混乱は必至です。資格確認ができず、患者が 10 割負担を求められるリスクも高まっています。

最大のトラブル回避策は、現行保険証の存続です。

よって、文京区議会は、政府に対し、紙の健康保険証の廃止は撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書(案)

第 50 回衆議院議員総選挙で示された結果は、裏金問題への国民の怒りの表れです。国会には真相解明と、金の力で政治をゆがめ、裏金づくりの温床である企業・団体献金を禁止することが強く求められています。

その総選挙で選挙政策に企業・団体献金の禁止を掲げた 5 党（日本共産党、立憲民主党、日本維新の会、れいわ新選組、社民党で 204 議席）と選挙後に、企業献金廃止に言及した国民民主党の獲得議席を合わせると 232 と自公の 215 を上回ります。

自由民主党の裏金問題に、真面目に収入等を申告し、納税してきた国民は強い憤りを表明しています。裏金問題の全容を解明し、その政治責任を明らかにし、金権腐敗の根となっているパーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止は、いまや多くの国民の声となっています。

企業の政治献金は本質的に見返りを求め、政治を金の力で買収する賄賂です。選挙権を持たない企業が献金することは、国民主権と相いれず、国民の参政権を侵害するものです。

30 年前、リクルート事件・佐川急便事件・共和事件など相次ぐ金権政治を受け、「政治改革」と称して行われたのは、政治と金の問題を選挙制度の問題へのすり替えでした。小選挙区制を導入し、企業・団体献金を「政党支部への献金」、「政治資金パーティー券の購入」という二つの抜け穴をつくって温存したのです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、金権腐敗政治の根絶のため、企業・団体献金の全面禁止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

大阪・関西万博の中止を求める意見書（案）

大阪・関西万博が、深刻な矛盾と行き詰まりに直面しています。

現役の廃棄物処分場でもある夢洲1区の会場予定地では、地中からの可燃性のメタンガスが発生し続けています。2024年3月の爆発事故現場となった東トイレの地下空間では、直ちに労働者を退避させなければいけない濃度のメタンガスが3か月で76回も検知、うち17回は着火により爆発する濃度に達していました。パビリオン周辺でも検知され、会場のどこでもガスが発生する恐れがあります。メタンガスの濃度は刻一刻と変化します。「想定外」の所にたまる危険性は十分あります。

また、夢洲へ行く陸上ルートは橋とトンネルの2か所ですが、地震などで通行不能となれば、ピーク時には1日20万人は超えるとされる来場者が会場内に取り残され孤立する事態に陥ります。それなのに備蓄食料はわずか60万食で1人当たり3食分しかありません。暑い中、日影もなくこのような状態が数日間続けば、命を危険にさらすことになります。

落雷のリスクもあります。夏の大阪の雷日数は8月だけでも7日に上ることもあります。日本国際博覧会協会は、大屋根リングの上や会場内の樹木のそばに人がいると雷が飛び移る危険性があるとしています。風水害も、2018年の台風21号並みとなれば、樹木、照明などが倒れトラックが横転し、建物の外装材が飛散すると想定されます。降水量が1時間あたり60ミリ以内であれば排水できるとしていますが、2018年台風では80ミリが記録されており、甘い予測というほかありません。

また、刺されると最悪の場合、命を落とす危険性もあると言われている猛毒をもつヒアリが、夢洲コンテナターミナルで2024年6月に550匹、8月には600匹も見付かりました。

夢洲が万博会場に不適切な場所であることは明らかです。

さらに、万博会場の建設費は当初1,250億円から約2倍の2,350億円に増額になり、運営費は当初の想定での809億円から約4割多い1,160億円に増え、これで終わる保証はありません。運営費を担う入場券の目標は2,300万枚ですが、約730万枚（2024年11月6日現在）にとどまる中、建設に350億円も掛かる木造の「大屋根リング」は、万博終了後に解体費が追加負担になることも判明しています。

日本国際博覧会協会が赤字になれば増税や緊縮は避けられません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、大阪・関西万博を中止することを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

今年のノーベル平和賞は日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が受賞しました。1945 年 8 月、世界で初めてアメリカの原子爆弾が広島と長崎に投下され、甚大な被害を受けた被爆者の方々が被爆の実相、核兵器の非人道性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的な大きなうねりを生み出し、核兵器をタブーとする世界的な規範である核兵器禁止条約の成立に貢献したとノルウェー・ノーベル委員会は称えています。核の脅威が強まるもとでの受賞は、とりわけ大きな意味があります。

歴史的な核兵器禁止条約は、原子爆弾投下から 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日採択され、同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021 年 1 月 22 日に発効し、94 か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器の保有のみならず、開発、製造、実験、貯蔵、移転も禁止しています。また、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

2022 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領はウクライナへの軍事侵攻に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶に向けて、核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

月 日 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

2024 年 10 月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）へのノーベル平和賞の受賞が決定し、国内外から、日本政府に対し、2025 年 3 月に予定されている第 3 回核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める声が高まっています。

核兵器禁止条約は、核兵器を非人道的で違法とし、完全な核廃絶を目指す国際条約です。この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・使用だけでなく核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なもので、核兵器保有国にも条約に参加する道をつくっています。2024 年 9 月現在、条約への署名は 94 の国と地域、批准は 73 の国と地域に上っています。また、2023 年 11 月に行われた第 2 回締約国会議には、署名国以外にも、35 か国がオブザーバーとして参加しました。

一方、ロシアのウクライナ侵攻から 2 年以上が経過しますが、いまだに核兵器がベラルーシに配備されるなど、核兵器の拡散や使用の威嚇が続けられています。核兵器保有国が他国を威圧し、核兵器を保有している限り、世界の平和は脅かされ続けます。軍拡競争がエスカレートし、ひとたび近隣諸国との間に「有事」が起これば、日本の平和や安全が危うくなりかねません。

核兵器禁止条約は、核兵器廃絶の第一歩であり、多くの国が参加すべきです。日本はこれまで、核兵器禁止条約を重要な条約とするにとどまっており、オブザーバーとしても参加しないとしてきましたが、核保有国と非核保有国の橋渡し役を果たすためには、核軍縮に向けた対話の機会を逃すべきではありません。日本被団協のノーベル賞受賞のニュースを受け、全国の地方自治体などからも第 3 回締約国会議へのオブザーバー参加を求める動きがより大きく盛り上がっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、第 3 回核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた議論を加速させることを求める意見書（案）

2024 年 10 月、国連女性差別撤廃委員会は、日本に対し、選択的夫婦別姓の導入に向けた法改正を行うよう、4 回目となる勧告を発出しました。

選択的夫婦別姓は、夫婦が望む場合に結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の名字を称することを認める制度です。日本では、民法第 750 条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」としており、夫婦同姓を義務付けていますが、全ての夫婦のうち、95%は妻が夫の姓に変えており、婚姻に際して、事実上、主に女性に過酷な二者択一を迫る制度となっています。実際に、結婚後も仕事を続ける女性の多くから、「結婚や離婚に伴う姓の変更で生活に支障が出ている。」との訴えが噴出しています。

夫婦同姓を義務付ける制度は世界的にもまれであり、世界基準のジェンダー平等を求める国内外の声が高まる中、国民の意識や価値観は確実に変化しています。

また、夫婦に同姓を義務付ける制度が、日本社会に女性等への差別的な人権状況が残存しているイメージを助長し、国際的な人材獲得競争などにおける、ビジネス上のリスクとなっているとして、日本経済団体連合会、経済同友会などが選択的夫婦別姓制度の早期導入を相次いで要望しています。

先に行われた第 50 回衆議院選挙においても、選択的夫婦別姓制度の導入は争点の一つとなり、国民の関心が集まっています。民意を正面から受け止め、政府及び国会の責務として、適切な法的選択肢を用意することが要請されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度を導入するための民法改正の議論を加速することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官 宛て

衆議院議長

参議院議長

婚姻の平等を求める意見書（案）

2024 年 10 月、東京高等裁判所は、同性同士の結婚を認めない法律の規定について、憲法に違反するという判断を示しました。既に、同様の裁判において、札幌地方裁判所、名古屋地方裁判所が「違憲」、東京地方裁判所と福岡地方裁判所が「違憲状態」としており、控訴審では札幌高等裁判所に続き、今回の東京高等裁判所が 2 件目の違憲判決となります。

東京高等裁判所の判断理由については、判決文に、「同性間の人的結合関係については、配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定（＝婚姻の届出に関する民法第 739 条に相当する規定）を設けていないことは、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取り扱いをするものであって、憲法第 14 条第 1 項（すべて国民は、法の下に平等）、第 24 条第 2 項（離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない）に違反する」と明確に述べられています。

パートナーが同性というだけで異性間の婚姻と同じ権利がないことが不平等であるとの認識は国民の間に広がっています。2019 年の国立社会保障・人口問題研究所の「全国家庭動向調査」によれば、同性カップルについては、国民の 75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきだと考え、69.5%が 同性婚を法律で認めるべきだと考えていることが分かっています。

また、L G B T Q 差別を含めた日本の人権意識の低さが国際的に非難されることにより、国際的な人材獲得競争にマイナスであるため是正を求める厳しい意見が経済界からも上がっています。経団連は 2017 年、多様性を重視した社会実現に向けて提言をまとめ、会員企業に呼び掛けており、経済同友会は 2023 年、L G B T Q など性的少数者も含めた多様性のある社会実現の宣言への約 600 名分の賛同署名を当時の岸田首相に提出しています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、これらの民意を真摯に受け止め、日本においても婚姻の平等を実現すべきと考え、以下の項目を実現するよう求めます。

- 1 同性婚の法制化を行うこと。
- 2 性的指向や性自認に基づく差別を禁止する条項を盛り込むよう「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

子どもの権利を守るための独立した救済機関の設置を求める意見書（案）

日本が「子どもの権利条約」を批准してから 30 年が経過しましたが、いじめや虐待、不登校など、子どもに対する権利侵害の問題は依然として多く見られます。こうした問題を解決するためには、子どもが自らの権利を主張しやすく、公平に対応する機関が不可欠です。現在、地方公共団体によっては、条例に基づく相談救済機関が設置されていますが、全国的な設置は進んでおらず、また国としての対応も不十分です。

子どもの権利を守るためには、行政から独立した公正な公的第三者機関が必要です。国連子どもの権利委員会も、子どもが発言しやすく、公平に対応される機関の設置を批准国に求めています。

子どもは自らの権利を主張する手段が限られており、特に発展途上であることから、周囲の大人に影響されずに意見を聞いてもらえるパリ原則にのっとった独立機関が重要です。こうした機関が存在することで、子どもが安全に相談でき、権利を守る体制が整います。

よって、文京区議会は、政府に対して、地方公共団体において、子どもの権利が侵害された場合に迅速な救済を可能にし、平等に保護されるオンブズパーソン等の相談救済機関を拡充することを、下記のとおり強く求めるものです。

記

- 1 国は、地方公共団体に対し、子ども基本法や子ども権利条約を踏まえた条例に基づいて、行政から独立した子どもの相談救済機関を設置し、独立性と公平性を持つて対応することを求めること。
- 2 国は、地方公共団体が条例に基づき、子どもの相談救済機関の設置を促進するために、必要な財政的支援を行うこと。
- 3 国は、子どもの権利が奪われることのないように監視し、地方の相談救済機関と連携して迅速に対応するため、独立した人権機関を早急に設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（子ども政策）

宛て

「学習支援」や「子ども食堂」などの活動への更なる支援を求める意見書（案）

厚生労働省が発表した「2022 年 国民生活基礎調査の概況」によれば、日本の子どもの貧困率は 11.6%と、子どもの貧困が深刻です。

特に、ひとり親世帯の貧困率は 44.5%と高いことが指摘されています。国立社会保障・人口問題研究所「2022 年 生活と支え合いに関する調査」において、ひとり親世帯の 1～2 割が電気、ガス、水道料金の未払い経験があり、また、3～4 割が食料又は衣服が買えない経験があると回答しており、いずれも子どもがいる全世帯と比べて高い割合となっています。

さらに、ふたり親世帯の教育費は、公立では小学校第 5 学年以降において、私立では小学校第 4 学年以降において、学校での勉強の他に塾などの「補助学習費」の割合が増えていきますが、ひとり親家庭では経済的理由などにより通塾率が低い傾向にあります。こういった環境要因が学力の差につながるのではと懸念されています。そこで、貧困家庭の子どもの学力課題を解消するため「学習支援活動」が地域の協力により始まっています。しかしながら、貧困の連鎖を断ち切る、小・中・高一貫の効果の高い「学習支援プログラム」の構築や、指導員（教師）の配置、会場の確保など、悩みも抱えています。

一方、子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展し、地域共生社会の実現に向けて、大きな役割を果たすことが期待されています。「認定 N P O 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」の 2023 年度の調査では、全国の子ども食堂は、昨年度から 1,768 か所増え、9,131 か所となり、2018 年度の調査開始以降、最も多い増加数になりました。ところが、昨今のガス、電気、水道料金や生鮮食料品を含む食材の物価高騰などが、子ども食堂の運営を直撃しています。

このように、人と人とのつながりの中で地域において自主的に取り組み、自治体の支援と結び付きながら行われてきた、こうした取組の継続が、運営資金の不足などにより、岐路に立たされています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、貧困家庭の子どもの学力低下を防ぐための「学習支援」、生活を支える「子ども食堂」の活動状況の実態把握を行い、地域の実情に合わせ、財政措置を更に強化することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

大学の授業料値上げを据え置き、国からの財政支援を求める意見書（案）

文部科学省は、国立大学の授業料が 2031 年度には年間約 93 万円程度に上がるという試算を明らかにしています。東京大学は、2025 年度入学生から授業料を約 10 万 7 千円引き上げ、年額 64 万 2,960 円にする方針を決めるなど、学費を値上げする大学が相次いでいます。また、「私立大学もこの 10 年間で平均授業料が約 10 万円上昇し、令和 5 年度入学者に係る初年度授業料の平均額は、約 96 万円にも上る。令和 5 年度から令和 6 年度に掛けては物価高騰の影響などにより、約 4 分の 1 の大学が学費の引上げを実施」しているとの報道情報もあります。国からの運営費交付金や私学助成といった基盤的経費が抑制されるなか、光熱費や物価の高騰、人件費の上昇などで支出が増えたことが影響しています。さらに、こうした動きは大都市圏にとどまらず、地方にも広がり始めています。

現役大学生、卒業生及び子育て世帯は、高額な学費、貧弱な奨学金制度、利子も含めた奨学金の返済により、既に重い負担を強いられています。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならず、勉学や研究に集中できない状況が生じています。大学を卒業した時点で、奨学金返済の重い借金を背負うことになり、将来の生活設計が成り立たない状況も生まれています。加えて、近年の学費の引上げは、若者の教育を受ける権利を奪い、未来を奪い、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会にも大きな損失を与えることになります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、高等教育の無償化を実現し、国立大学法人運営費交付金等を大幅に増額し、各大学が学費の引上げを行わない措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長